

いしがき

2010

広報いしがき

No.460

1 月号

平成22年

毎月1回発行

今月の主な内容

- 第8回石垣島マラソン大会
- 健康保険証・所得申請日程
- 自治基本条例
- 成人式・たこあげ大会
- マットのひとこと
- ロマンメッセージ
- お知らせ
- 市民カレンダーなど

人口と世帯数

総人口	48,390 (0)
男	24,152 (- 3)
女	24,238 (+ 3)
世帯数	21,283 (- 5)

(平成21年11月末日現在の住民基本台帳・外国人登録人口)

石垣市ホームページ <http://www.city.ishigaki.okinawa.jp>



1月24日に開催された第8回石垣島マラソン大会では、過去最多となる2,901名のランナー達が石垣島を駆け抜けました。

たとえばこんな過ごし方・・・

NO ゲーム NO テレビ

毎月第3日曜日は
家庭の日



新成人を代表してあいさつした洲鎌朝太郎さん、
崎山芙美乃さん。

こんなことが ありました

成人式

593名が石垣市成人式に参加し、新たな門出を祝いました。アトラクションでは、新成人の皆さんが手づくりで、舞台演出をかざりました。



鶯の鳥節を舞う実行委員の皆さん。



司会の眞栄田義央さん、
仲道真人さん。



ギターの弾きかたりを披露した
貝志堅舞さん。

新春たこあげ大会

連だこをクラスメイトといっしょにあげるなど、親子で楽しむすがたがみられました。



消防出初式

すっかりお馴染みとなったはしご乗り。県内で石垣市消防団が唯一実演しています。



ランナーが島を駆けぬける!



過去最多2千901名が出場

1月24日、第8回石垣島マラソン大会が、市中央運動公園を発着点にするフル（42.195km）、ハーフ（21.0975km）、10のキロの3種目で競われました。

今大会には過去最多となる2千901名が参加し、薄曇りながら絶好のマラソン日よりとなった石垣島を駆けぬけました。

沿道からは大勢の市民や観光客から大きな声援や拍手が送られていたほか、コース上の給水所では多くのボランティアが選手を励ましていました。

各部門の優勝者は次のとおり。（敬称略）

- ▼フル男子・目移和行選手（岩手県）、女子・宮田博美選手（北海道）
- ▼ハーフ男子・大野隆紀選手（埼玉県）、女子・井戸亜沙美選手（石垣市）
- ▼10キロ男・清水康祐選手（石垣市）、女子・久保田文（竹富町）



平成22年度市県民税兼国民健康保険税申告受付がはじまります！

平成22年2月16日～3月15日までの期間、「平成22年度市・県民税兼国民健康保険税」の申告受付が実施されます。期間中は市役所税務課窓口をはじめ各地区の公民館において下記の日程により受付を行いますので、指定の期日・時間にご注意の上お越し下さい。なお、指定日に申告できない方は、期限内に税務課窓口において申告を行って下さい。

平成22年1月1日現在、石垣市にお住まいの方で、平成21年中（1月～12月）に所得があった方及び次のいずれかに該当する方（年末調整済みで事業所から市役所へ給与支払報告書がある方、確定申告対象者は除く）です。なお、所得税が発生している場合は確定申告が必要となります。

- こんな方は申告が必要です
- ① 自営業、農業、不動産、利子、配当、雑、譲渡等の所得がある方
 - ② 給与所得者で、給与所得の他に①の所得があった方、または2ヵ所以上から給与を受けている方
 - ③ 在職中及び退職された給与所得者で、事業所から市役所へ給与支払報告書の提出がない方（勤務先にてご確認下さい。）
 - ④ 給与所得者で、寄附金、医療費等の控除を受けようとする方
 - ⑤ 給与所得者で、年末調整後に社会保険料控除、生命保険控除、扶養親族等に異動があった方
 - ⑥ 公的年金受給者で、年金以外に所得があった方、また、各種控除を受けようとする方
 - ⑦ 所得のない方で、国民健康保険に加入されている方

- 申告相談に必要な書類
- ① 市県民税申告書（申告書は平成21年度の申告内容をもとに、2月初旬にご自宅に郵送いたします。**申告書が届かなかった場合は、直接申告会場へお越し下さい。** ② 印鑑（認印で可）
 - ③ 年間の収入の証明になるもの・・・源泉徴収票、給与明細書、報酬等の支払調書、農協からの収入証明書、漁協からの漁獲高証明書等
 - ④ 収入や必要経費が確認できる帳簿、領収書等
 - ⑤ 前年中に支払った社会保険料や生命保険、損害保険、医療費等の証明書または領収書
- ※ 申告会場は大変込み合いますので、自営業者や農業者の人は、**あらかじめ収入と経費を決算書にまとめて**、申告書と一緒に提出して下さい。

受付日程

月/日	曜	時間	対象地区	場所	月/日	曜	時間	対象地区	場所	
2月16日	火	10:00～11:00	平野	平野自治公民館	2月23日	火	09:30～12:00	白保	白保自治公民館	
		11:30～12:30	平久保	平久保自治公民館			13:00～16:00	宮良	宮良自治公民館	
		13:30～14:30	久宇良	久宇良公民館	2月24日	水	09:30～12:00	川平	川平自治公民館	
		15:00～16:00	明石	明石自治公民館	2月25日	木	09:30～16:00	大浜	大浜自治公民館	
2月17日	水	10:00～11:00	伊原間	伊原間自治公民館	3月2日	火	9:00～12:00 13:00～16:00	登野城1・2区	市役所2階 第二会議室	
		11:30～12:30	伊野田	伊野田自治公民館	3月3日	水		登野城3・4区		
		13:30～14:30	星野	星野自治公民館	3月4日	木		大川5・6区		
		15:00～16:00	大里	大里自治公民館	3月5日	金		石垣7区		
2月18日	木	09:30～10:20	野底	栄自治公民館	3月8日	月		石垣8区		
		10:30～11:20	野底	兼城自治公民館	3月9日	火		新川9・10区		
		11:30～12:30	野底	多良間自治公民館	3月10日	水		新川11・33区		
		13:30～14:30	開南・おもと	於茂登自治公民館	3月11日	木		新栄町		
2月19日	金	10:00～11:00	米原・富野 大田・伊土名	米原自治公民館	3月12日	金		美崎町・浜崎町 八島町		
		11:30～12:30	吉原・大嵩	吉原自治公民館	3月13日	土		全地区対象		市役所2階 第一・第二会議室
		13:30～14:30	崎枝	崎枝自治公民館	3月14日	日				
		15:00～16:00	名蔵・嵩田	名蔵自治公民館	3月15日	月				
2月22日	月	09:30～12:00	平得	平得自治公民館						
		13:00～16:00	真栄里	真栄里自治公民館						

⑧ 申告期間内は、市役所でも確定申告書の提出が可能ですが、申告分離分等（土地や株式等の譲渡所得）につきましては受付できませんので、直接税務署にてご相談下さい。

- 1 休日における申告受付について・・・仕事などの都合により、平日における申告が困難な方のために、**3月13日（土）、3月14日（日）に市役所2階会議室**にて申告受付を行いますので、是非ご利用下さい。
- 2 各自治公民館における市税納付について・・・各自治公民館にて申告受付を行う際、納め忘れの税金を納付することが出来ます。まだお支払いされていない市税がございましたら、この機会に是非納付していただきますようお願いいたします。
- 3 申告期限後の3月16日から4月16日までは申告受付を停止いたしますのでご注意ください。なお、確定申告につきましては、期限後は石垣税務署のみでの受付となります。

お早目の国民健康保険被保険者証の更新を!

平成22年2月16日から平成22年度国民健康保険被保険者証の更新が始まります。2月は下記の日程で行いますので、場所・日時をご確認のうえお越し下さい。**なお、現在お使いの被保険者証は平成22年3月31日までしか使用できません。**お早目の切替えをお願いいたします。

平成22年度国民健康保険被保険者証更新2月日程

月日	曜日	対象地区(字名)	時間	場所	月日	曜日	対象地区(字名)	時間	場所
2/16	火	平野	10:00～ ～11:00	平野公民館	2/19	金	米原・富野 大田・伊土名	10:00～ ～11:00	米原公民館
		平久保	11:30～ ～12:30	平久保公民館			吉原 大嵩	11:30～ ～12:30	吉原公民館
		久宇良	13:30～ ～14:30	久宇良公民館			崎枝	13:30～ ～14:30	崎枝公民館
		明石	15:00～ ～16:00	明石公民館			名蔵・嵩田	15:00～ ～16:00	名蔵公民館
2/17	水	伊原間	10:00～ ～11:00	伊原間公民館	2/22	月	平得	9:30～ ～12:00	平得公民館
		伊野田	11:30～ ～12:30	伊野田公民館			真栄里	13:00～ ～16:00	真栄里公民館
		星野	13:30～ ～14:30	星野公民館	2/23	火	白保	9:30～ ～12:00	白保公民館
		大里	15:00～ ～16:00	大里公民館			宮良	13:00～ ～16:00	宮良公民館
2/18	木	野底	9:30～ ～10:20	栄公民館	2/24	水	川平	9:30～ ～12:00	川平公民館
		〃	10:30～ ～11:20	兼城公民館	2/25	木	大浜	9:30～ ～16:00	大浜公民館
		〃	11:30～ ～12:30	多良間公民館	3/2	火	登野城	9:30～ ～16:00	健康保険課正面 特設窓口
		開南 於茂登	13:30～ ～14:30	於茂登公民館	3/3	水	登野城		
		三和 川原	15:00～ ～16:00	川原公民館	3/4	木	大川	9:30～ ～16:00	健康保険課正面 特設窓口

※3月日程は、2月発行の「広報いしがき」に掲載します

◎更新の際に必要なもの◎

- 1 平成21年度被保険者証
- 2 印鑑（認印でも結構です）
- 3 更新通知ハガキ
- 4 最近保険税を納めた方はその領収書
- 5 70歳～74歳までの高齢受給者証をお持ちの方は持参してください。
- 6 マル学の保険証については在学証明書等学生であることを証明できるもの（コピー可）が必要です。

●高齢受給者証をお持ちの方

平成22年4月から、70歳～74歳までの方の負担割合が1割から2割に引き上げられるとされていましたが、平成23年3月までの1年間1割のままになることが決まりました。それに伴って、受給者証の再交付をすることが決定しましたので、「国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方は持参してください。なお、3割負担の方は変わりません。

平成20年4月から始まった、「長寿医療制度（後期高齢医療制度）」に加入している皆様の保険証の切替えは、平成22年7月に行う予定です。

石垣市自治基本条例

第3章 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法に定める基本的人権を保障されるとともに、個人として尊重され、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
- (2) 市政に参加する権利
- (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
- (4) 行政サービスを受ける権利

2 前項各号に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的扱いを受けない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、参加及び協働するにあたり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 市民は、自然環境の保全や伝統文化の継承等次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。

4 市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。

第4章 事業者等の役割

(事業者等の権利)

第7条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 前2項に規定する事業者等の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者等は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

2 事業者等は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

3 事業者等は、市政の運営に伴う負担を分

都市計画マスタープラン策定検討委員会の委員を募集

いよいよ今年の4月1日から「石垣市自治基本条例」がスタート(施行)します。

この条例は、住民自治を起点にまちづくりの基本原則(情報共有・参画・協働・多様性の尊重)を定めており、本市の最高規範に位置付けされます。

施行後は、条例の趣旨に基づき、市民みなさまが自主的・主体的に市政に関わっていただけることとなります。このことから、本市では条例施行を見据えた先行的な取り組みとして、市民の参画・協働の観点から、左ページのとおり市民委員の募集を行います。みなさまの積極的な応募をお待ちしています。



かち合わなければならない。

第5章 市議会の役割

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市の議事機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的、効果的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。

3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。

3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、調査・審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 市の執行機関の役割

(市長の責務)

第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。

2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。

4 市長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第12条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正、公平かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第13条 職員は、地域社会の一員であること認識し、自ら積極的にかちづくりの推進に努めるものとする。

2 職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。

3 職員は、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

募集

石垣市都市計画マスタープラン策定検討委員会委員

募集期間 平成22年2月15日(月)まで

応募資格 次の要件をすべて満たす者

- (1) 石垣市に引き続き3年以上住民票を有する18歳以上の方
- (2) 石垣市の都市計画に関心があり、熱意を持って積極的に取り組む意欲がある方
- (3) 委員会に参加し、運営に協力できる方

応募方法

応募用紙を都市建設課に提出(持参、FAX、E-mail可)してください。

応募用紙は、都市建設課窓口および石垣市ホームページにあります。

問い合わせ先

詳細は都市建設課計画係にお問い合わせください。

石垣市ホームページにも掲載しています。

☎ 83-4207 Fax 82-8542

第7章 市政運営

(総合計画)

第14条 執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

2 執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

3 執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるように常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(健全な財政運営)

第15条 執行機関は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 執行機関は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び公正で効率的な運用に努めなければならない。

3 財政状況については、別に定める条例により、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(情報の公開及び共有)

第16条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供しなければならない。

2 市民、事業者等及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報の共有に努めなければならない。

3 前2項の規定による情報の公開及び共有に関し必要な事項は、別に定める。
(個人情報の保護)

第17条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護し、その開示等については、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。
(説明責任)

第18条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(行政組織)

第19条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成を図り、常にその見直しに努めなければならない。

2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。

(審議会等)

第20条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。

3 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。

(行政手続)

第21条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

2 前項の手続について必要な事項は、別に定める。

(意見公募手続)

第22条 執行機関は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、意思決定前に市民の意見を求める手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施するものとする。

2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。

3 意見公募手続に関して必要な事項は、別に定める。

(市民からの意見、要望、苦情等への対応)

第23条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 執行機関は、毎年度、市民の意見、要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない。



市長のおはようロマンメッセージ 希望と期待の年に ～ 新年の決意 ～

平成22年があけました。私達にとりこの年は大きく希望と期待の持てる年にしなければなりません。

国では、民主党を中心とする新政権が誕生し、最初の新年を迎えることとなります。新政権の目標とする「国民の生活が第一」を、ぜひこの新しい年の中で具体的に示し、解決していくことを強く望みます。

小泉政権の三位一体改革で社会保障費が8年間にわたり毎年約2千2百億円が一方的に削減されてきた影響が、いたるところに表れてきています。後期高齢者医療制度の開始、高い医療費等の自己負担といったことも、そういう理由からです。

特に県立八重山病院の独立行政法人化の問題は、私達にさらに深刻な影響を及ぼすと思われるため、何としても止めるように強く求めていかなければなりません。県立病院を強化することにより、医療が強化され、八重山全体を考えた医療体系をつくり、離島においても安心して暮らせる地域にしなければなりません。

これから3人に1人が65歳以上となる超高齢化社会を目前にしており、当然ながら自然に医療費や福祉予算が増えてきます。本

市においては、介護、医療養護施設等含めて少なくとも今の状況の2倍は必要だと思いますので、こういった施設の需要に对应していく石垣市づくりを進めていくことが、差し迫った重要な課題です。

国家の財政をどう使うかということが強く今後求められます。ヨーロッパ、特に北欧では医療、福祉、教育の面が進んでおり、私達が求めるものがそこにあるのではないかと思えます。

例えば、スウェーデンやデンマークでは医療費等は無償ということが通常です。教育等でも一般的に大学や高校を含めて、負担が少ないというのが、外国の進んだ国の現状です。石垣市から2名推薦入学で送りだした台北教育大学では、入学金は全くありません。前期・後期の学費がそれぞれ14万円程度で、それ以外は学費としての納入はほかになく、寮も年間5万円程度というような、国家予算で教育を支えるすばらしい仕組みがあります。学生は学業に専念することができ、その結果優れた人材が育ち、工業国として口などで世界をリードする世界で有数の豊かな国となりました。これは全て教育の成果であり、その点を私達は高く評価しているのです。

ほかの外国、特に北欧諸国でもすでにそういうことが確立しており、学生が学業に専念することができる環境づくりに成功しているのです。高い入学金や学費といった、大きな負担をしなければならぬ今の日本の現状は、決して良い人材が育つ国ではないということが言えるのではないのでしょうか。

そういう中で、ようやく今年、高校生の学費負担をなくすという仕組みができてようとしています。このことを大きく期待し、大学でも同様に入学金・学費負担の軽減を行うなど、人材を育てる国に変わっていくことを新しい政権へ期待します。

環境の問題、あるいは様々な産業振興等の問題があります。石垣市は今、国立公園に島の3分の1を入れて、そして風景条例をつくり、景観地区指定等行つて、環境問題には特に力を入れているまちです。

風景、景観、自然を守り残すことで、「住んで良し、訪ねて良し」の石垣市をつくるのが私達の大きな目標です。そこから当然観光客にも評価されていくでしょう。

今年の成人式も成人自らが司会を行い、余興等をしながら大変楽しい、そして明るい雰囲気で開催され、自らの新たなスタートを飾りました。将来の市を背負っていく人材となる子ども達も、健やかに成長しており、様々な分野で活躍が目立つまちです。

今、未曾有の不況の中で、この石垣市も観光客数が約10%程度落ち込むなど、やはり影響を受けています。しかし、そういう中でも石垣市の人口はゆっくりと増えており、まだまだ活気のあるまちだということが一面では言えるのではないのでしょうか。

今年も元気のあるまちにするとともに、全ての市民の皆様方が健康で明るい良い一年となることを強く念願いたします。

(市長の「おはようロマンメッセージ」1月12日放送の要旨です。)

CIP マツトのひとこと18

石垣市国際交流員 マシュー・トッピンク



市民の皆さん、Happy New Year! この間の年末年始を初めて石垣で過ごし、面白い経験ができたのでちょっと話したいと思います。去年は地元のシアトル、一昨年は東京でお正月を過ごした為、今度は私の第2の故郷で島らしい元旦を迎えようと思えました。

アメリカでは大晦日を友達同士で大騒ぎで迎え、元旦はゆっくりするというのが習慣ですが、日本では違う過ごし方があるとすぐ分かりました。元日の午前12時過ぎに初めての初詣に観音堂へ行き、拝所までの長い行列にびっくりしました。そして朝早くからスーツを着、新栄公園へ世界平和の鐘の会の新春自由鐘打に参加しに行きました。午前10時から市長並びに役員の皆さんと集まり、平和の思いを込めて鐘を鳴らし、お祝いのお酒を飲ませて頂きました。普段ボーとしている元日の朝をこう過ごしてかなり不思議な感じでした。夕方になると各家庭の違った御節料理や挨拶巡りに行っている姿を見れば、やはり私の国と全く異なった祝日だと気づきました。

このように、石垣島でしか経験できないお正月を過ごしたと思います。「アメリカより日本では神聖な祝日として崇拝されているな」という最も強い印象が残りました。今年は、ただの大騒ぎでなく、同世代の方や年上の方とも一緒に「良い年になります様に」と、奥ゆかしく、そして心豊かに一年を始めました。

石垣島

パパイヤカレー

スローなファストフード

一般公募から島ぐるみで作り上げてきたパパイヤカレー「ゆくいが行く」がいよいよデビューします。地元産パパイヤはもちろんのこと、原材料は全て植物性にこだわりました。

お腹にもたれない“ヘルシーな刺激”

“カレーめちぐすい”を是非体感して下さい!

テイクアウト用

カップカレーもあるよ!

ホテル日航ほか、島内各所移動ブースにて販売します。

テイクアウト、OK!



カレーの日
1月22日
新発売!

※お土産用冷凍パックもご用意しております。

100%植物性。
動物性原材料は一切使用していません。

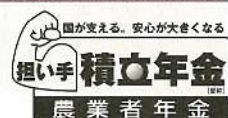


石垣市
パパイヤ研究所 TEL: 0980-88-8818 www.888818.net
農業をはじめとして、各産業にリンクする“あたらしい戦略”研究所を目指します。

よくわかる農業者年金 No.6

農業の担い手には何か特別な支援がありますか?

女性の加入者が
だいたい増加中です!



農業の担い手には保険料の国庫補助あり!

保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

(注) 1.保険料補助を受けるためには、このほか、①60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること、②農業所得が900万円以下であることが必要です。
2.保険料の国庫補助を受けている期間の保険料は2万円固定され、加入者は2万円から国庫補助額を差し引いた金額を負担します。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金は国の政策年金ですので、税制上の優遇措置のほかに、農業の担い手の育成・支援のために、認定農業者で青色申告者、家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者等一定の要件を満たす方には、月額最高1万円の保険料の国庫補助があります。

国庫補助を受けることができる期間は、35歳未満は要件を満たすすべての期間、35歳以上は10年間を限度に、通算して最長20年間(最高216万円)となっています。国庫補助金とその運用益は個人ごとに積み立てられ、将来、農業経営から引退(農地等の経営継承)すれば、原則65歳から特例付加年金として受給できます。なお、この農地等の経営継承の時期は、例えば65歳までという年齢制限はありません。

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!

▼▼お知らせ▲▲

八重山地区矯正展の開催

全国刑務所において、受刑者が丹精込めて製作した作業製品の紹介及び展示販売を実施します。

【日時】2月13日・10時～16時
2月14日・10時～15時

【場所】石垣市民会館

【お問い合わせ】沖縄刑務所企画部
☎098・948・1653

産業財産権(発明)相談会

【日時】2月25日・13時～17時

【場所】大濱信泉記念館2階

【申込】個別相談のため、予約・申込が必要です。

【主催】特許庁

【協力】日本弁理士会九州支部

【お問合せ・申込】(社)発明協会沖縄県支部 ☎098・921・2666

6

不法無線局未然防止月間

2/15～2/28

外国規格のトランシーバー(FRS/GMRS等)は国内で使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF CB」といった外国規格の無線機が流通しています。これらの無線機が使用する周波数は、国内の防災

行政無線や放送事業用無線等の重要無線に使われており、妨害を与える恐れがあることから、国内では使用できません。購入・使用には十分注意して下さい。なお、国内で使用した場合は罰則の対象となる場合があります。

○技適マークのついた無線機を使用しましょう。

○無線局の開設には免許が必要です。

沖縄総合通信事務所監視調査課

☎098・8665・23008



技適マーク

石油製品輸送等補助事業

沖縄県では、復帰特別措置により、ガソリンに係る税金(国税・揮発油税・地方揮発油税)が1リットルあたり7円軽減されています。また、ガソリン1リットルあたり1.5円を県税(県石油価格調整税)として徴収し、その税収を財源として行っているのが、「石油製品輸送等補助事業」です。

この事業は、離島における石油製品(ガソリン・灯油・軽油・A重油)の価格の安定と円滑な供給をはかることを目的として実施しており、沖縄本島から県内離島までの石油製品雄輸送経費に対して補助金を交付する制度です。

この補助制度により、県内離島での石油製品の小売り価格には輸送コストは含まれていないこととなります。

○ガソリン小売価格(平成20年度平均)

離島平均 161円/リットル

本島平均 135円/リットル

【お問合せ】沖縄県地域・離島課 ☎098・8666・2370

沖縄離島共同市場「島人ぬ宝プラザ」出展商品・人材募集

沖縄県では、特産品の販売促進や品質の改善等を推進することにより、離島地域における産業の振興や雇用の創出に繋げていくため、「離島特産品販売・開発支援事業」(ふるさと雇用再生特別基金事業)を実施しています。

当該事業は、離島の特産品の販売・開発を促進することにより、離島における産業の振興や雇用の創出を図り、離島地域の活性化を推進することを目的としています。

平成21年10月に事業を開始し、このたび、離島地域特産品販売拠点・情報発信拠点とするべく「沖縄県離島共同市場「島人ぬ宝プラザ」」店舗をてんぶす那覇ビル内

において、オープンすることとなりました。

現在、「沖縄離島共同市場」島人ぬ宝プラザ」店舗において、出展商品の募集及び離島出身の専門販売員を募集しています。

【お問合せ】島のいいもの発信センター事務局 ☎098・8662・6105

不発弾等探査・発掘要望者募集

沖縄県が主に民間地を対象に不発弾等探査・発掘事業を実施しています。より効果的な探査・発掘を実施する目的から、箇所選定の際に、民間開発が予定されている箇所、埋没しているとの情報がある箇所、及び過去に周辺で不発弾が発見されていて、安全のために探査を希望する箇所等について事前調査を行っています。

今回の調査は平成22年度で探査・発掘を実施する箇所選定調査です。

※沖縄県の広域地区不発弾等処理事業において実施されるため個人経費負担はありません。

希望される方は石垣市総務課までお問い合わせください。

【申込期限】平成22年3月5日

【お問合せ】総務課 ☎82・1216

市民カレンダー

2/1~2/28

※下記の日程は、予定です。詳しくは関係課までお問合せください。

2/1	月	●ふれあい相談・総合(毎週月~金・社協) ●千葉ロッテマリーンズキャンプイン	2/16	火	●妊産婦・乳幼児保健相談(健康福祉セツ)
2/2	火	●市民相談室・多重債務(市役所)	2/17	水	●市民相談室・法律(市役所) ●両親学級(健康福祉セツ)
2/3	水	●両親学級(健康福祉セツ) ●市民相談室・法律(市役所) ●市民相談室・行政(市役所)	2/18	木	●1歳6ヶ月児・3歳児健診(健康福祉セツ)
2/4	木		2/19	金	
2/5	金		2/20	土	●絵本読み聞かせ(図書館)
2/6	土	●絵本読み聞かせ(図書館)	2/21	日	
2/7	日		2/22	月	●市民相談室・多重債務(市役所) ●ふれあい相談・総合(毎週月~金・社協)
2/8	月	●ふれあい相談・総合(毎週月~金・社協)	2/23	火	●市民相談室・多重債務(市役所)
2/9	火	●市民相談室・多重債務(市役所) ●離乳食実習(健康福祉セツ)	2/24	水	●両親学級(健康福祉セツ) ●市民相談室・法律(市役所)
2/10	水	●市民相談室・法律(市役所) ●両親学級(健康福祉セツ)	2/25	木	●2歳歯科指導(健康福祉セツ)
2/11	木	建国記念日	2/26	金	●郷土芸能の夕べ(市民会館) ●遠隔地乳幼児相談
2/12	金	●郷土芸能の夕べ(市民会館) ●遠隔地乳幼児相談	2/27	土	●絵本読み聞かせ(図書館)
2/13	土	●絵本読み聞かせ(図書館) ●9-10・3-4ヶ月児健診(健康福祉センター) ●八重山家畜市場セリ	2/28	日	●石垣市長選挙投票日
2/14	日	旧正月 ●石垣市生年祝(市民会館)			
2/15	月	●市民相談室・多重債務(市役所) ●ふれあい相談・総合(毎週月~金・社協) ●BCG予防接種(健康福祉セツ)			

たとえばこんな過ごし方...  **ウチドク のんびり家読** (家で読書) **毎月第3日曜日は 家庭の日**

バナー広告募集

石垣市ホームページでのバナー広告を募集。
 (150 × 60ピクセル ¥10,000-
 150 × 60ピクセル ¥15,000-)
 詳細は広報広聴課まで(☎82-1243)

広告募集

広報いしがきでは、
 この枠サイズの広告を募集しています。
 (88mm × 42mm ¥15,000-)
 詳細は広報広聴課まで(☎82-1243)



営業種目 { 一般建築土木業・産業廃棄物処分業・産業廃棄物収集・運搬
 浄化槽維持管理・飲料水タンク清掃・排水つまり修理・管工事

 **(有)先島メンテナンス**

代表取締役 迎 里 伸

〒907-0002 石垣市字真栄里221
 TEL(0980)83-0167・FAX(0980)82-8159